に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第五条第三項により算定される最小の保育士又は職員の数を超える数であつて、かつ、障害児に係る保育のために配置された保育士又は職員の数の合計数として総務大臣が調査した数とする。

5　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票1　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和二年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和二年四月一日現在）」の「認定区分　2・3号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票2　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（令和二年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

6～33　［略］

九　保健衛生費　人口

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 367{,}500\text{円} + \{(C - 153) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 5{,}000\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=12}^{元} (G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 735{,}000\text{円} + I_2 \times 345{,}000\text{円} + (J_1 + J_2) \times 735{,}000\text{円} \times 0.7 + K_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + K_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24} (L_n \times 1{,}000 \times$$

［新設］

7～34　［同上］

九　保健衛生費　人口

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 372{,}500\text{円} + \{(C - 153) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 4{,}700\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=12}^{30} (G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 745{,}000\text{円} + I_2 \times 345{,}000\text{円} + (J_1 + J_2) \times 745{,}000\text{円} \times 0.7 + K_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + K_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24} (L_n \times 1{,}000 \times$$